

第 36 回 上越市景観審議会 次第

日時：令和 2 年 2 月 19 日(水)午後 2 時～
会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1. 開 会

2. 部長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 上越市景観審議会の役割と位置付けについて
- (2) 今年度の景観事業の報告について

4. 閉 会

第36回 上越市景観審議会

資 料

日 時：令和2年2月19日（水）午後2時から

会 場：上越市役所 4階 401会議室

－ 目 次 －

《報告事項》

(1) 景観審議会の役割と位置付けについて	1
<参考>上越市景観条例（抜粋）	2
(2) 今年度の景観事業の報告について	4
◆誘導施策	4
◆意識啓発	5
◆景観づくり活動支援（南本町三丁目景観まちづくり活動の支援）	6
◆その他の景観事業の取組	9

《報告事項》

(1) 景観審議会の役割と位置付けについて

◆景観審議会の役割	
景観審議会の役割 景観条例第 34 条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の諮問に応じた調査審議する。 ・景観づくりに関し市長に意見を述べることができる。
◆上越市景観審議会の意見を聴かなければならないもの	
景観計画の策定等 景観条例第 7 条 景観条例第 9 条	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定、変更、廃止をするとき ・住民等の提案による景観計画の策定又は変更の必要性が無い旨の決定をするとき
景観づくり重点区域の指定等の手続 景観条例第 12 条	<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくり重点区域の指定、指定解除をするとき
景観重要建造物の指定 景観条例第 21 条	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物の指定をするとき ・所有者提案による景観重要建造物の指定の必要性の判断をするとき
景観重要樹木の指定 景観条例第 26 条 景観条例第 27 条	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要樹木を指定しようとするとき ・所有者の提案による景観重要樹木の指定の必要性の判断をするとき
◆必要に応じて審議会の意見を聴くことができるもの	
景観を著しく阻害する要因に対する措置 景観条例第 31 条	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等、広告物等、環境的要素その他のものが景観を著しく阻害しているとき又はそのおそれがあり、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるように協力を要請するとき
◆景観計画上の景観審議会の位置付け	
景観づくりの誘導強化 景観計画 4-4 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の進行管理、景観施策などに関し、審議会に対して報告を行い、意見を求め、評価を受ける。 ・審議会は、景観づくりの施策の進行状況、成果、景観を阻害する要因に対する審査を行い評価するとともに、必要に応じて改善等の助言を行う。
景観づくりの進行管理 景観計画 4-6 (1) (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づく良好な景観づくりに関する取組について、年次報告し、審議会の評価を受ける。 ・概ね 5 年ごとに、景観づくりに対する市民の意向を把握し、景観計画の進行状況等の点検を行い、審議会の評価を受ける。

＜参考＞ 上越市景観条例（抜粋）

（景観計画の策定等）

第7条 市長は、景観計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第34条第1項に規定する上越市景観審議会（以下この章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしな場合にとるべき措置）

第9条 市長は、法第14条第1項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に法第11条第3項に規定する計画提案に係る景観計画の素案を提出して意見を聴かなければならない。

（景観づくり重点区域の指定等の手続）

第12条 市長は、景観づくり重点区域を指定するか否かの決定をするときは、あらかじめ、当該区域に居住する市民及び利害関係人を対象に公聴会を開催するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観づくり重点区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前条及び前2項の規定は景観づくり重点区域の指定の変更について、前2項の規定は景観づくり重点区域の指定の解除について準用する。

（景観重要建造物の指定）

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

（景観重要建造物の指定の提案があった場合にとるべき措置）

第22条 市長は、法第20条第3項の規定による景観重要建造物の指定の必要性の判断をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要樹木の指定）

第26条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(景観重要樹木の指定の提案があった場合にとるべき措置)

第27条 市長は、法第29条第3項の規定による景観重要樹木の指定の必要性の判断をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第6節 景観を著しく阻害する要因に対する措置

第31条 市長は、建築物等及び広告物等並びに光、音、におい、水質等の環境的要素その他のものが景観を著しく阻害していると認めるとき又は阻害するおそれがあると認めるときは、その所有者又は原因者に対し、必要な措置を講ずるように協力を要請するものとする。

2 市長は、前項の規定により協力を要請するときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第4章 上越市景観審議会

(設置)

第34条 景観づくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、景観づくりに関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第35条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第36条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営等)

第37条 審議会の運営等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(2) 今年度の景観事業の報告について

◆誘導施策

① 景観法に基づく届出制度の実施

<届出件数>

年度	地域	件数	内訳						
			商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	無線鉄塔	その他
H29	上越市全域	112	11	3	2	19	18	31	28
	景観づくり重点区域 =安塚区全域 (内数)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(4)
H30	上越市全域	100	7	3	4	23	15	26	22
	景観づくり重点区域 =安塚区全域 (内数)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
R1	上越市全域	74	13	5	7	11	13	11	14
	景観づくり重点区域 =安塚区全域 (内数)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)

(令和元年度は令和2年1月末までの件数)

② 景観アドバイス制度の実施

<景観アドバイザー>

- ・色 彩：吉田慎悟 氏
- ・照 明：稲葉 裕 氏
- ・デザイン：島津勝弘 氏

<景観アドバイス件数>

年度	アドバイ ス件数	アドバイスの区分			施設内訳					
		色彩	照明	デザ イン	商業	学校	福祉 施設	工場	共同 住宅	その他
H29	69	54	18	12	8	4	5	0	2	50
H30	60	44	10	9	2	6	7	7	5	33
R1	25	21	8	0	3	3	1	1	1	16

(令和元年度は令和2年1月末までの件数)

※一つの案件に複数アドバイスをを行う場合があるため、アドバイス件数と区分の合計は一致していません。メール等でのアドバイスを含みます。

◆意識啓発

・広報上越（令和2年2月1月号）に「景観まちづくりの“はじめの一步”」の記事を掲載



景観はその場の風景だけでなく、人々の生活によって形づくられ映し出されるものです。
景観づくりで一番大切なことは、私たち一人一人が上越市の景観をつくっていると意識することです。心地よいと感じる景観を私たちみんなで守り、次世代へつなげていくために一人一人ができることから取り組んでみましょう。

■問合せ…都市整備課（☎025-526-5111、内線1784）

楽しむ（楽しみながら継続することが大切です）

- 果樹や野菜を育てる…ゆとりを演出できるほか、収穫の喜びや食べる楽しみもあります。
- オープンガーデン…自慢の庭をたくさんの人にお披露目して交流の輪を広げましょう。
- 心地よい場所を見つける…身の周りの「心地よい場所」を見つけて、みんなで共有しましょう。

気遣いとマナー（あなたの気持ちが良い景観をつくれます）

- 家の周りを掃除する…通る人や訪れた人も心地よいと感じる空間をつくりましょう。
- マナーの向上…ポイ捨てはやめましょう。ゴミは持ち帰りましょう。
- ゴミ出しのルールを守る…ルールを守り、ごみステーションを清潔に保ちましょう。

地域活動に参加する（コミュニティが景観づくりにつながります）

- 美化活動に参加する…クリーン作戦や町内の草刈りなどに参加しましょう。
- 地域行事に参加する…地域の伝統行事を次世代へ引き継いでいきましょう。
- 地域の歴史・文化を知る…身近な景観資産の存在と価値を知り、地域の宝にしましょう。

住まい（庭や建物も景観の大切な構成要素です）

●庭を緑化する



ちょっとしたスペースでゆとりを演出

●照明の色を変える

灯りを温かみのある色にすると安らぎや落ち着いたきのある雰囲気に



●塀を生垣に変える

地震での倒壊を防ぐほか防犯面でも安心

●色や材質をそろえる



統一感のあるまちなみは美しく、地域の価値を高める

- 連続性を持たせる…まとまりのある整ったまちなみになります。
- 空き家を放置しない…害獣が住み着くほか、倒壊や不審火の危険性もあります。

◆景観づくり活動支援（南本町三丁目景観まちづくり活動の支援）

＜修景活動の実施＞

- ・実施日：令和元年7月13日
- ・参加者：町内8名、上越総合技術高等学校6名



＜写真展の開催＞

- ・実施日：令和元年9月29日
- ・来場者：253人



＜情報紙の発行＞



(抜粋)

三丁目のコト お気づきでしたか… 「景観まちづくり」を通しての活動

景観まちづくり活動は4年目に入りました。

●町内の彩りづくり

今年も上越総合技術高等学校の生徒さんたちと交流しながら、町内の彩りを作っていくとスタートしました。7月13日に竹内電気商会さんの場所をお借りして障木、格子、引き戸の検定の点検を行いました。今回は障木の塗装の塗装にも挑戦しました。専門隊のご指導、ご協力をいただいた作業でしたから心強かったです。出来栄には皆さん満足しました。微妙に前回と違う色合いを感じていただけると嬉しいです。



●「景観ガイドライン作成にむけて

町内の障木保全に取り組んだのは平成17年からです。おかげさまで障木通りはなんとか維持出来ています。空き家もありこれらどうしていいかわからないのが現状ですが、住民の皆さんには障木の良さを理解していただいています。上越市の障木補修に関する補助事業もあり活用していただきたいと思います。町内は更に色彩にも気を配り、障木通りだけでなく町内全体が統一感のある町並みになるよう取り組んでいきたいと考えています。一歩一歩でも進めるものはありますが、みなさんにご理解ご協力をいただきながら果敢なまちづくりを目指していきたいと思ひます。ご意見ご感想もお寄せください。



▶ 南光会の皆さん、長年ありがとうございました

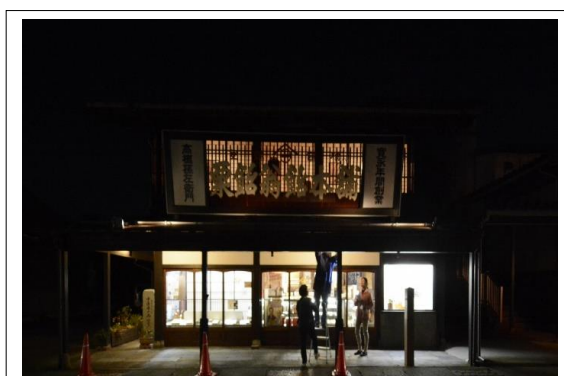
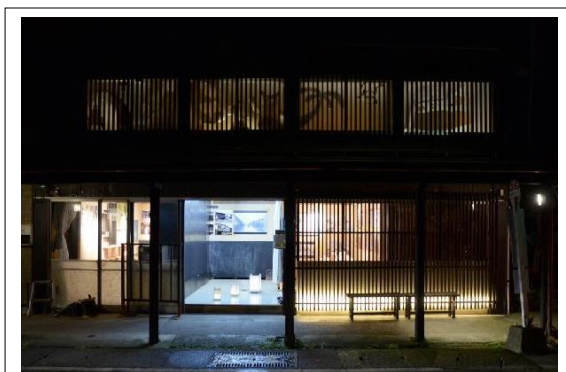


「なん・ぽん・さん」1号で紹介させて頂いた、有志団体「南光会」さんが、今年の6月をもって解散されました。他町内の多くの方々から「夜は明るくて安心できる障木通り」と言う声を聞いた方も多くあります。そんな南本町三丁目の灯りを七十余年も前から灯り続けてきた南光会さんで、会長の減少年齢の街灯が設置された等の事もあって長年の活動に幕を下ろしました。今後は一部の方々だけが継いで、あんとんの点灯を継続されて行かれるとの事です。あらためて南光会さんの七十年を超える長年の活動に、皆さんと一緒に感謝申し上げます。

南光会の看板

<照明体験ワークショップの実施>

- ・実施日：令和元年11月12日
- ・参加者：町内16名、上越総合技術高等学校6名



南本町三丁目地区のまちづくり

景観色彩ガイドライン

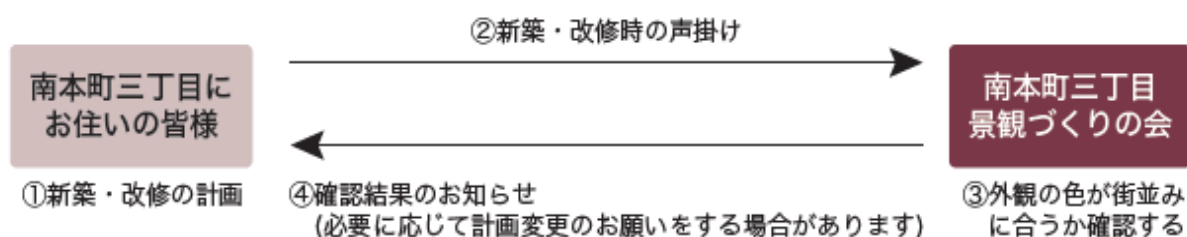
の運用についてのお知らせ

地域の魅力を次世代に引き継ぐ南本町三丁目景観色彩ガイドライン

南本町三丁目のまちなみに似合う色、雰囲気、素材などのイメージを皆で共有し、統一感や連続性を持たせることによって地域の魅力をさらに向上させるため、「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」を作成しました。

町内で建物を改修・新築する際には、外壁や屋根、雁木の色をガイドラインに沿ったものにするよう、ご協力をお願いします。詳しくは南本町三丁目景観づくりの会へお問い合わせください。

◎運用のイメージ



建物の改修・新築を行う際は、
ぜひ上越市／南本町三丁目景観づくりの会にお声がけ下さい！

◎景観色彩ガイドラインの活用イメージ



◎景観を自主ルールで形成していくために

まちの景色は、自然の地形やそれらが作り出す風土はもちろんのこと、先人や今を生きる住民の営みによって形成されています。そこには長い時間の経過の中で変化しつつも、継承されてきたものがあります。南本町三丁目地区らしい景観を次代に引き継いでいくためには、地域の皆さんがこの地区にしかない景観資源をまちの重要な景観要素として認識し、まちの資産として育てていくことが大切です。

◎目指したい景観イメージ



屋根 10YR 3/2 外壁 10YR 6/1 雁木 10YR 3/1 程度

◎外装基調色の推奨色と推奨配色例

- 基準の中心色は、暖かみのある灰色や黒、焦げ茶などの落ち着いた色です。
- 建具や雁木の色は歩行空間を彩る重要な要素です。外壁色との色彩調和と共に、周辺建物との連続性が感じられる色の選定を心がけてください。

色彩基準内の外壁基調色の推奨色			推奨配色例			
10YR 6.5/0.5 (19-65A)	10YR 7/2 (19-70D)	7.5YR 4/2 (17-40D)	屋根 10YR 3/2 (19-30D)	屋根 10YR 3/1 (19-30B)	屋根 10YR 3/0.5 (19-30A)	屋根 10YR 3/1 (19-30B)
10YR 6/1 (19-60B)	10YR 6/3 (19-60F)	2.5Y 7/1 (22-70B)	外壁 10YR 6/1 (19-60B)	外壁 10YR 6/3 (19-60F)	外壁 10YR 8/0.5 (19-80A)	外壁 10YR 6.5/2 (19-65D)
10YR 5/1 (19-50B)	10YR 4/1 (19-40B)	2.5Y 5/1 (22-50B)	雁木 10YR 3/1 (19-30B)	雁木 10YR 3/2 (19-30D)	雁木 10YR 3/0.5 (19-30A)	雁木 10YR 4/1 (19-40B)

◆その他の景観事業の取組

- ・景観法に基づく届出制度を関係団体に周知
- ・文化財や景観資産等に対する配慮のお願いの周知 等